

## 家庭的保育事業等の認可について

## 1. 概要

学校法人ひかり学園から0、1歳児を対象とした小規模保育事業ひかり おおやま保育園の設置に係る認可申請がありました。

同法人においては、本申請のほか、平成30年4月1日から同法人が運営する第二ひかり幼稚園の幼稚園型認定こども園への移行を予定しており、3歳児以降の保育定員を新たに確保することができる見込みであり、また、同敷地内にある2歳児までを対象とした認可保育所ひかり みどり保育園においても利用定員を増やしているところです。

市において、その申請内容について児童福祉法及び関係条例による書類審査及び現地調査を行い、また、那須塩原市子ども・子育て支援事業計画中間見直しにおいても同事業所について計画への位置付けを行っていることから、次の内容により認可を予定しております。

つきましては、家庭的保育事業等の認可にあたり、児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定により「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない」とされていることから、今回子ども・子育て会議の委員の意見を聴取するものです。

## 2. 認可の内容

## (1) 設置者

【法人名】学校法人ひかり学園

【代表】理事長 黒田 光泰

【設立】昭和44年4月設立

【主たる事務所の所在地】大田原市山の手二丁目11番13号

【運営する学校、施設】私立幼稚園ひかり幼稚園（大田原市）、小規模保育事業A型ひかり保育園（大田原市）、認定こども園 第二ひかり幼稚園（那須塩原市緑）、認可保育所ひかり みどり保育園（那須塩原市緑）

## (2) 事業所の概要

【事業所名】ひかり おおやま保育園

【事業名】小規模保育事業A型

【所在地】那須塩原市下永田7丁目1083番地4

【建物】新築 平成30年3月完成

## (3) 認可定員

	0歳児	1歳児	2歳児	計
認可定員	9	10	—	19
利用定員	6	6	—	12

※ 保育士の配置については、所長（有資格者）1名、保育士7名を配置予定

※ 次年度以降、利用状況を勘案し利用定員を増やす予定

## (4) 連携施設

同法人で運営する認定こども園 第二ひかり幼稚園、ひかり みどり保育園

※ 給食については、連携施設からの外部搬入により実施

## (5) 特記事項 当該事業所の利用児童が2歳児になった場合には、原則連携施設であるひかり みどり保育園において継続して保育を提供

## 3. 事業開始日

平成30年4月1日

## 小規模保育事業の認可基準について

※ 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年那須塩原市条例第25号）及び規則（平成26年那須塩原市規則第25号）より

小規模保育事業（定員6人～19人）
-------------------

## 1 設備の基準（A型・B型同様）

- 0、1歳児を預かる場合
  - ・乳児室又はほふく室（1人当たり3.3㎡）
  - ・調理設備及び便所
  - ・乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備付
- 2歳以上児を預かる場合
  - ・保育室又は遊戯室（1人当たり1.98㎡）、屋外遊戯場（1人当たり3.3㎡）
  - ・調理設備及び便所
  - ・保育室には、保育に必要な用具を備付

※ 2階以上に保育室等を設ける場合には、一定の要件あり

## 2 職員の基準（A型・B型で異なる）

- 配置が必要な職員
  - ・A型  
保育従事者は全て保育士、嘱託医（1人以上）、調理員（1人以上）※
  - ・B型  
保育従事者（半数以上が保育士、無資格者は市の研修が要件）、嘱託医（1人以上）、調理員（1人以上）※
- ※ 調理業務を全部委託する場合又は連携施設等から搬入する場合には調理員を置かないことができる。
- 保育従事者の配置基準（以下の基準+1人）  
0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳以上児 30：1  
※ 保健師又は看護師1人に限り保育士とみなすことができる。

## 3 保育時間（A型・B型同様）

1日8時間を原則として、保護者の労働時間等を勘案して事業者が設定する。

## 4 保育内容（A型・B型同様）

保育所保育指針に準じる